

「電子契約」 事業者向け説明会

令和6年9月24日（火） 午前10時～

行田市



次第

- 1 挨拶（総務部契約検査課長）
- 2 電子契約の導入について（総合政策部情報政策課）
- 3 電子契約サービス「クラウドサイン」について（弁護士ドットコム(株)）
- 4 電子契約事務の流れ（総務部契約検査課）
- 5 質疑応答

電子契約の導入について

行田市では、事業者・市双方の利便性向上、事務負担の軽減及び効率化を図るため、令和6年10月から電子契約を導入します。

- ・電子契約は、紙の契約書に代わり、インターネット上で電子ファイルの内容を確認し、同意することで契約を締結するものです。
- ・インターネットに接続でき、電子メールを受信できる環境であれば、パソコンはもちろんスマートフォンからも利用可能です。

メリット

- ◎パソコン等を利用して、**クラウド上で契約締結事務が完結**します。
- ◎契約書の印刷や押印、郵送等に要する**労力と時間、経費が削減**できます。
- ◎印紙税の対象となる契約であっても、収入印紙が不要となるなど、**費用削減**につながります。

対象となる契約

- ◆ 電子契約を選択できる契約については、入札公告等や指名通知時に明記してお知らせいたします。
また、随意契約は見積依頼時等にお知らせします。
- ◆ 受注者が電子契約を希望しない場合は、従来どおり紙での契約となります。（契約書は受注者の希望する方法で作成します。）
- ◆ 電子契約は、すべて市から送信します。

事務手続の流れ

- | | |
|----------------|---|
| 1 電子契約利用申出書の提出 | 契約締結前に、市に「電子契約利用申出書」を提出する。 |
| 2 確認依頼メール | 市から、電子契約サービスを利用し、契約書の確認依頼メールが届く。
(①事務担当者②契約締結権者の順) |
| 3 契約書の確認・承認 | 送付されてきた契約書の内容を確認し、承認する。 |
| 4 契約締結完了メール | 契約締結後、電子契約サービスから契約締結完了のメールが届く。 |
| 5 電子契約書の保管 | 送付されてきた電子契約書のファイル(PDF)を保管する。 |

電子契約利用申出書の提出について

- ・市との契約の相手方に決定し、電子契約を希望される場合は、「**電子契約利用申出書**」を市の担当者に、原則メールで提出してください。
- ・案件ごとに提出をお願いします。
- ・契約締結権者及び契約事務担当者2名のメールアドレスや氏名等を記載してください。メールアドレスが1つしかないなどの場合は、承認者1名を記載してください。
- ・様式は、行田市ホームページからダウンロードできます。

電子契約利用申出書（案）

行田市長

以下の案件について、行田市と電子契約サービスを利用した契約の締結を希望します。
なお、電子契約の締結に利用するメールアドレスは、次のとおりです。

申 出 日	年 月 日		
契 約 件 名			
申 出 者 (受注者)	商 号 又 は 名 称		
	所 在 地		
	契 約 締 結 権 者	役 職	
		氏 名	
		メー ル ア ド レ ス	@
	契 約 事 務 担 当 者	部 署 名 等	
		氏 名	
		メー ル ア ド レ ス	@
	電 話 番 号	()	

- ※ この申出書は、契約案件ごとに1通提出してください。
- ※ メールアドレスは、半角で入力してください。
- ※ 契約事務担当者欄は、この契約事務を担当する方を記載してください。契約事務担当者のメールアドレスは、契約締結権者のものと同一の場合は「同上」で構いません。
- ※ 工事請負契約においては、この申出及びその応答をもって、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第5条の5第1項の規定による「電磁的措置の種類等の提示」及び「その承諾」が行われたものとします。この場合において、類似規定のある他の法令が適用される契約においても、同様とします。

電子契約書の保管について

- ・契約が締結されると、電子契約サービス(クラウドサイン)から契約締結完了のメールが届きます。
- ・そのメールには、電子契約書のファイル(PDF形式)が添付されています。
- ・電子契約書のファイル(PDF形式)は、電子署名とタイムスタンプが付与された正式な契約書ですので、紛失しないよう大切に保管してください。
- ・なお、印刷し、書面で内容を確認することはできます。

よくある質問(抜粋)

質問	回答
1 電子契約を行うのにシステムの導入が必要か	不要です。インターネットに接続できる環境が整っていて、電子メールを送受信できれば利用可能です。
2 クラウドサインを利用するための費用負担はあるか	事業者様の費用負担はありません。
3 電子契約を締結するに当たり、クラウドサインのアカウント登録が必要か	クラウドサインのアカウント登録をしていなくても契約締結が可能です。
4 契約書確認依頼メールはどのアドレスから届くか(送信元アドレスを知りたい)	契約書確認依頼メールの送信元アドレスは support@cloudsign.jp となります。
5 締結済みの書類を修正することはできるのか	一度締結した契約文書を修正することはできません。書類には改ざん不能な電子署名が施されているため、修正を加えると改ざんされたことになるためです。修正を行う場合には再度電子契約を締結し直す必要があります。
6 契約書に記載された日付と契約書のタイムスタンプが異なる場合は、どちらの日付が有効になるか	契約書に記載された日付を有効とします。

サポート体制について

電子契約サービス(クラウドサイン)の操作方法・機能についてのお問合せに対応できるよう、**専用のヘルプデスク**を設置しています。

受付時間は、年末年始を除く、**平日及び土曜の午前9時から午後6時まで**です。電話または電子メールで問合せ可能です。

問合せ方法は、電子契約を締結する業務の発注課所にお問合せください。

積極的なご利用をお願いします